

Smart Data Platform サービス利用規約 共通編 【現改比較表】2026年6月1日時点	
～2026年5月31日	2026年6月1日～

Smart Data Platform サービス利用規約 共通編	Smart Data Platform サービス利用規約 共通編
	<p><b>附則（令和8年5月18日 CNS3 令第000400002022-01号）</b> <b>（実施期日）</b> 1 この改正規定は、令和8年6月1日から実施します。 <b>（経過措置）</b> 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している、別冊(クラウド/サーバー)の別紙8 プラットフォームサービス(1) IaaS Powered by VMware(以下、「IaaS Powered by VMware」といいます。)については、令和8年6月1日以降、新規受付を停止し、第7条及び第8条にかかわらず、新規申込について承諾しません。また、IaaS Powered by VMware については、令和9年9月30日を以て廃止します。 3 この規約廃止日前に支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 4 この規約廃止日前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。</p>